

ドメイン名政策委員会
マルチステークホルダープロセス検討WG（第1回） 議事要旨

- 1 日時 平成26年4月25日（金）18:00～19:00
- 2 場所 総務省8階 801会議室
- 3 出席者（敬称略）

○構成員

江崎 浩（座長）、新美 育文（座長代理）、上村 圭介、森 亮二、森川 博之

○総務省

河内 達哉（データ通信課長）、西室 洋介（データ通信課課長補佐）、
金坂 哲哉（データ通信課課長補佐）

○オブザーバ

木下 剛（シスコシステムズ合同会社）
宇井 隆晴（株式会社日本レジストリサービス）
橘 弘一（GMO インターネット株式会社）

4 議事

- （1）開 会
- （2）議 題
 - （ア）本WGの運営について
 - （イ）自由討論
 - （ウ）その他
- （3）閉 会

5 議事要旨

- （1）開会
- （2）議題
 - （ア）本WGの運営について

以下のとおり、説明が行われた。

① 事務局が資料 1－1、1－2、1－3 及び参考資料について説明を行った。

② 江崎座長から資料 1－4 について説明が行われた。

(イ) 自由討議

主な発言は以下のとおり。

江崎座長：ccTLD の管理運営に当たっては、動作が安定して行われることと、マルチステークホルダーの意見を吸い上げることの両方に資するメカニズムを構築することが相応しい。そのような観点から、ICANN では、実際にインターネットを「動かす」プレーヤーを中心に据えたメカニズムになっている。

また、4 月に ICANN のファディ CEO が来日した際、「もし仮に、.jp が機能不全に陥ったら、ICANN が取り上げる」旨の発言があった。.jp が日本の財産とは言い切れないのではないか。

木下オブザーバ：ccTLD が、財産とインターネット資源のどちらであるのかは検討の余地があるのではないか。インターネット資源については、ICANN の所掌するものであると思うが、財産としてはどこに帰属するのか。ICANN のみに帰属するわけではないのではないか。

森構成員：TLD の管理運営に当たっては、平時は、インターネットコミュニティに任せて良いと思うが、緊急時のガバナンスの在り方についても別途考えておいて良いのではないか。

森川構成員：資料 1－4 に、「JP ドメイン名レジストリ運営へのマルチステークホルダー参加と評価の現状の枠組み」に関する図があるが、レジストリ運営の在り方について、諸外国の例も考察していきたい。また、資料 1－4 の図を見て、マルチステークホルダーの意見をレジストリ運営にどう反映していくかについては曖昧な点があると思った。

江崎：gTLD でも資料 1－4 の「JP ドメイン名レジストリ運営へのマルチステークホルダー参加と評価の現状の枠組み」の図のようなガバナンスを示す資料の用意をお願いしたい。

橘オブザーバ：了解した。

森構成員：マルチステークホルダーによる参加によって生まれた何らかの結論に、どの程度の拘束力が生じるのかを考えるべき。

森川構成員：マルチステークホルダーの在り方というのは、何を決めるのかということに関わると思う。

現状は、ccTLD という資源を株式会社が独占的に管理運営している状態。NTT の長期増分費用方式による接続料金は総務省が見ているし、電力料金などは経済産業省が見ていて価格が担保されている。ccTLD をどのようなリソースとして位置づけるのかということが重要なのではないか。

江崎座長：TLD は各個人が選択可能であり独占ではない。.jp でなくても.com 等がある。電力などのドミナントなものとは異なる。

上村構成員：ドメイン登録者の傾向として、ccTLD は価格が高くてもやむなく買うが、gTLD は、他の gTLD に代替性があるために、高いものは買わない傾向があるということを知ったことがあり、両 TLD は完全に代替可能なものではないのではないかと。

新見座長代理：マルチステークホルダーの参加を検討するに当たっては、参加の在り方も検討しなければならない。決定権を与えて初めて「参加」とする場合もあるし、何らかの意見表明の機会を提供するだけで「参加」とする場合もある。株式会社でもありパブリックな事業でもあるので、そのバランスを考えつつ、どのような形でマルチステークホルダーを議論に参加させるのか、を考えることは大切。

江崎座長：インターネットを「動かす」ことに責任のない人間の意見が強すぎるのも問題であり、ICANN や ISOC も苦慮している。

宇井オブザーバ:現状において ICANN と JPRS のマルチステークホルダープロセスの形は異なっている。ICANN のマルチステークホルダープロセスでは、そのプロセスにおいてポリシー等を「決めている」ため、決める主体として、民間セクターや学識関係者、政府関係者等の参加者の定員が決められている。さらにその決定には皆が従わなければならない。一方、.jp に関するマルチステークホルダープロセスでは、市場等の意見を聞きつつも、JPRS がポリシー等を決めており、そしてその責任も JPRS がとっている。また、JPRS の動きについては、JPNIC と日本国政府が評価するという枠組みとなっている。「決める事」と「決めた事への責任」はペアでなければならない。

上村構成員: ccTLD の在り方は各国で異なる。日本として、どのように管理運営していくのかを決めないといけないのではないかと思います。また、マルチステークホルダーの在り方として、ブラジルのインターネット運営委員会が行っているマルチステークホルダーモデルが参考になるのではないかと。議席の数が 21 あり、政府、産業界、市民社会、学術コミュニティ、インターネットコミュニティそれぞれに事前に割り当てられており、組織の運営等はドメイン登録料でまかなわれている。

江崎座長: 資料 1-4 の 3 ページの図を見ると、JPNIC と日本国政府の間の協議という部分を明確にすることと、JPRS と総務省との間のチャンネルが必要かと思う。ここが議論のポイントではないか。今の枠組みに対して、どこを改善すべきかという話だと思う。

森構成員: マルチステークホルダープロセスの在り方というのは、株式会社のガバナンスにも関わる話だと思う。ただいたずらに株主でもない第三者の言うことをきけということとは、JPRS の経営陣も承服しかねるだろう。株主を納得させるという意味でも、政府の役割はある。

上村構成員: 国によって異なるマルチステークホルダープロセス在り方や意思決定をどのように行っているのかといった点は、次回まとめて皆様にお示しして議論したい。

宇井オブザーバ: マルチステークホルダーの定義を決める必要があるのではないかと。現在、

日本では、マルチステークホルダープロセスとは、参加したい者なら誰でも参加可能という意味でも用いられるが、これは当該マルチステークホルダーの意見に従う義務が生じないから成り立つのだろう。決定についての責任が生じるとなると、誰がステークホルダーであるかを定義しなければいけない。ICANN についても、レジストリは従うが、不平があれば訴えることができる。JPRS も、JPNIC と政府が何を評価基準にするかについて前もって分かっているのだからやっつけている。第三者に完全にフリーハンドであらゆる決定権を渡すことは、どの社もできないのではないかな。

(イ) その他

次回のワーキンググループは、5月14日(水)に開催することとなった。

(3) 閉会

以上